

令和 8 年 第 7 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 8 年第 7 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 8 年 7 月 24 日 (金)					
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎　3 階会議ホール					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 8 年 7 月 24 日　　午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 8 年 7 月 24 日　　午前 10 時 24 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏　　　　　　名	出欠 の別	議 席 番 号	氏　　　　　　名	出欠 の別
	1	上野　克比古	○	11	神宮司　順子	○
	2	福岡　裕幸	×	12	畑山　豊子	○
	3	有馬　實彦	○	13	宮脇　茂樹	○
	4	萩迫　修作	○	14	平井　利昭	○
	5	吉野　寅三	○	15	坪山　博志	○
	6	坂中　則雄	○	16	平川　眞由美	○
	7	柳井　義郎	○	17	福岡　剛	○
	8	宮脇　勇	×	18	中之内　瑞穂	○
	9	隈元　健二	○	19	小園　広行	○
	10	栢山　信彦	○	20	福留　幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番　3　番		有馬　實彦		席 番　5　番
職務のため出席 した者職氏名	事務局長		高野		事務局次長	圖師
	農地G S L		仮屋		主任主査	牛込
	主　事		花木		主　事	中吉
	主　事		河野			
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	鎌田 勝利	○
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第44号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第46号 非農地証明願の承認について 議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和8年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 宮脇勇委員、福岡裕幸委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田委員、工藤委員、春田委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番3番、有馬委員と、席番5番、吉野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、宮脇勇委員が欠席のため、竹吉委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
委員	竹吉	宮脇勇委員が欠席ですので、代わりまして報告いたします。 〇〇さん、〇〇さんの2件につきまして、現在、活動しておりますが、まだ、決定には至っておりません。 引き続き活動を継続してまいります。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員が欠席のため、今市委員の報告をお願いいたします。
委員	今市	福岡裕幸委員が欠席ですので、代わりまして報告いたします。 〇〇さんの件につきまして、現在、活動しておりますが、まだ、決定には至っておりません。 引き続き活動を継続してまいります。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	〇〇さんの分ですが、後程出てきますけども、議案第46号番号9番の非農地証明願で、隣のところの非農地証明がでたら、話が何とか進むのではと思っています。引き続き活動していきます。 以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	総会で依頼のありました〇〇さんの分ですけども、いろいろ難しい面がありましてまだ成立には至ってないですけども、引き続き活動して参ります。 以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 7月1日、事務打合せを、8日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いま

事務局 花木	した。また、7日、シルバー人材センターにて、農業公社研修生修了式及び受入式に、有明地区公民館にて、新規就農者励ましの会に、有明庁舎にて、家族経営協定締結式に参加しました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号91番について審議いたします。それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請の番号91番について、ご説明申しあげます。議案書は、5ページ、総会資料は、4ページから6ページです。 まず譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さん、72歳で、譲受人は、曾於郡大崎町にある株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が1筆で503㎡です。事務所から約10kmのところにあります。 また、トラクター10台、芋つる切り機4台、ポテカルゴ4台、トラック5台を所有しています。 譲受人の株式会社〇〇は、認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページの営農計画書のとおりでございますが、従業員7名で農業をされており、申請地には甘藷を作付けするとのことです。 申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号91番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号92番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員 神宮司	会長より依頼のありました番号92番を報告いたします。 議案書は、5ページ、総会資料は、7ページから8ページです。 譲渡人は、曾於市大隅町段中町〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。

		譲受人宅からは、全筆9筆、車で3分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、乳牛70頭を家族3人で飼育しています。 とうもろこし、えん麦、イタリアンを主に栽培しており、申請地にも、トウモロコシ、えん麦、イタリアンを作付けする予定とのことです。 また、トラクター4台、ホイールローダー1台、コーンハーベスター1台、バキュームカー1台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	吉野	次に、6ページ、番号93番について、審議いたします。それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号93番を報告いたします。 議案書は、6ページ、総会資料は、9ページです。 譲渡人は、曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽一丁田に事務所のある株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人の事務所からは、15分のところにあります。 申請事由については、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と子供たちほか9人で、水稻、ニンジンを中心に栽培しており、申請地には、現在水稻が作付けされており、後作としてニンジンを作付けする予定です。 また、トラクター5台、田植え機3台、コンバイン3台を保有しております。早期水稻の後作として、ニンジン、そばなど幅広く管理されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。

委員 柳井	次に、番号 94 番について、審議いたします。それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼がありました番号 94 番を報告いたします。 議案書は、6 ページ、総会資料は、10 ページです。 譲渡人は、奈良県奈良市大宮町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 5 分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、夫婦 2 人で水稻を栽培しており、申請地にも水稻を作付されていました。 また、軽トラ 1 台を保有していますが、田植え機、コンバイン等は、知り合いから借りて作業を行うとのことでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場 委員 議長 萩迫 委員 宮脇茂樹 議長 萩迫 会場 委員	次に、7 ページ、番号 95 番について、審議いたします。それでは、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 95 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、11 ページです。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、68 歳で、譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、59 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、1.5 km のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、奥さんと 2 人でお茶を栽培しており、申請地にもお茶が植えてあり、購入した後も栽培を続けるということです。 また、トラクター 4 台、耕運機 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 96 番について、審議いたします。それでは、上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました番号 96 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、12 ページから 14 ページです。 譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人宅からは、住宅の隣になります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、夫婦で、自家消費の野菜を栽培されております。 申請地も、いろいろ野菜を作付けするということでございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまゝ。また、周囲の状況からも支障はないかと思われまゝ。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 97 番について、審議いたします。それでは、平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号 97 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、15 ページです。 譲渡人は、大阪府堺市西区にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 3 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、1 人で水稻を栽培しており、申請地の田には水稻を、畑には果樹を作付けする予定とのこと。 現地に行ってみたら、水稻と果樹は植えてありました。 また、農機具は所有しておらず、知人から借りて作っているそうです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 98 番について、審議いたします。それでは、栢山 委員の報告をお願いいたします。
		委員長より依頼のありました番号 98 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、16 ページです。 譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重に お住まいの〇〇さん、39 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で5分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、 規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、両親と3人で、生産牛 35 頭、水稻を栽 培しており、申請地にも牧草を作付する予定とのことです。 また、トラクター5台、自走式田植え機、コンバインを保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 99 番について、審議いたします。それでは、脇田委員が欠席 のため、事務局の報告をお願いいたします。
		脇田委員に代わりまして番号 99 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、17 ページです。 譲渡人は、曾於市大隅町境木町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山 町新橋まこもにお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、徒歩で1分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈 でございます。 〇〇さんは、奥様と2人で、甘藷、水稻を主に栽培しており、申請地には
事務局	花木	

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター3台、甘藷ハーベスター、田植え機、軽トラック2台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第44号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		まずは、10ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。 議案第44号、番号8番について報告いたします。 調査日は、7月7日、調査員は、隈元委員、山下委員、事務局から1名と、私、小園です。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町伊崎田に事務所のある有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんと、農政畜産課の〇〇さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書10ページ及び総会資料の19ページから21ページです。 用途区分変更の目的は、〇〇さんは製茶業を営んでおり、申請地には、事務所を兼ねた研修施設を作りたいということでした。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかととの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第44号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意

委員	山下	見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、12 ページ、番号 18 番を審議いたします。 現地を調査された山下委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました議案第 45 号、番号 18 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、隈元委員、小園委員と私、山下です。 事務局から 1 名の同行がありました。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、宮崎県日南市星倉にある株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書 12 ページ及び総会資料 22 ページから 24 ページのとおりです。 転用目的は、一般住宅です。 排水は、合併浄化槽を通し、市道にある側溝へ流すとのことです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	隈元	次に、番号 19 番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。 議案第 45 号、番号 19 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、小園委員、山下委員と私、隈元です。 総会資料は、25 ページから 28 ページです。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、宮崎県北諸県郡三股町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は駐車場です。

		雨水等は、自然流下ですが、賄えないときは、近くの側溝を利用することでした。 この場所は、事務所があるところから、1 mぐらい高いところにあるため、造成を〇〇さんに頼んで、造成するということでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 20 番を審議いたします。 現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。 議案第 45 号、番号 20 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、隈元委員、山下委員、事務局 1 名と、私、小園です。 貸人は、千葉縣市川市国府台にお住まいの〇〇さんです。 借人は、京都市伏見区竹田鳥羽殿町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、代理人の株式会社〇〇 〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書 12 ページ、総会資料 29 ページから 31 ページのとおりです。 転用目的は、太陽光発電の施設を設置することです。 排水等は、全面的に防草シートを敷き詰め、雨水等については、自然浸透させるとのことでした。 申請地の農地区分は、自動車専用道路のインターチェンジから概ね 300m 以内の区域内にある農地であるため、第3種農地の 300m 以内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	小園	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

委員 隈元	次に、13 ページ、番号 21 番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。 議案第 45 号、番号 21 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、小園委員、山下委員、私、隈元です。 総会資料は、32 ページから 34 ページです。 貸人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 借人は、番号 20 番と同じく京都府京都市伏見区の〇〇株式会社、代表取締役〇〇さんです。 立会人は、代理人の株式会社〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、太陽光発電施設です。 雨水等は、自然流下で対応するとのことでした。 その他、防護柵を設けるとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員 隈元	次に、番号 22 番を審議いたします。 現地を調査された同じく隈元委員の報告をお願いいたします。 議案第 45 号、番号 22 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、小園委員、山下委員と私、隈元です。 総会資料は、35 ページから 39 ページです。 譲渡人は、志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、一般住宅です。 排水等は、合併浄化槽で、雨水等は、道路側の側溝へ流すとのことでした。 隣接地には、雨水など流出防止のため、ブロックで囲い、隣の 8693 番 2 は、先ほど議案 43 号、番号 91 番で、3 条申請されたところです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号23番を審議いたします。
会場 萩迫 議長 委員 委員 小園	番号23番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。 議案第45号、番号23番について報告いたします。 調査日は、7月7日、調査員は、隈元委員、山下委員、事務局から1名と、私、小園です。 譲渡人は、2筆になっておりまして、1筆目が、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんと、2筆目が、鹿児島市明和にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書13ページ及び総会資料40ページから42ページのとおりです。 転用目的は、一般住宅です。 排水等については、申請地内の溜め桧に雨水等を誘導し、排水路を経て、申請地東側の道路側溝へと排水するとのことでした。 その他の指導として、残りの圃場についての3条申請と境界にブロックを積み、土砂、雨水等の流出をさせないよう対策をお願いしたところでした。 申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、14 ページ、番号 24 番を審議いたします。 現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第 45 号、番号 24 番について報告いたします。 総会資料は、43 ページから 45 ページです。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、柳井委員、下山委員と私、坂中です。 貸人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さん。 借人は、京都府京都市伏見区にあります〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、〇〇株式会社 〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用の目的は、太陽光発電施設です。 雨水対策などにつきましては、側溝への自然放流とするとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地その他の農地に該当します。 なお、松山町新橋 4638 番 1 については、令和 7 年第 12 回定例総会で農用地区域からの除外を審議しており、令和 8 年 6 月 4 日に除外の許可がおりているところです。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 25 番を審議いたします。 番号 25 番は、令和 8 年第 5 回定例総会の議案第 31 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 6 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。

委員 下山	よって、日程第 6、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 46 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、16 ページ、番号 7 番を審議いたします。現地を調査された下山委員の報告をお願いいたします。 議案第 46 号、番号 7 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、坂中委員、柳井委員と私、下山です。 申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、土地家屋調査士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 非農地の理由ですけど、願出人が親族に隣接地を贈与し、その場所に住宅を平成 18 年 5 月に建てて以降、一体的に利用されており、20 年以上耕作されておらず、農地の復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 8 番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員 柳井	議案書第 46 号、番号 8 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、坂中委員、下山委員と私、柳井です。 総会資料は、49 ページから 51 ページです。 申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、96 歳です。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 申請地は、平成 10 年頃、住宅を建て、現在 96 歳となり、管理もできないとのことで処分をしなければならないと思っているとのことでした。 築 20 年以上建っているので非農地にして、宅地に地目変更するとのことでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題がないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された下山委員の報告をお願いいたします。
委員	下山	議案第 46 号、番号 9 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、坂中委員、柳井委員と私、下山です。 総会資料は、52 ページから 54 ページです。 申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、ご本人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 非農地の理由につきましては、平成 16 年 10 月に相続したものの、住宅地の法面が農地となっており、10m 以上の高低差があり、農地への復元は困難となっております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、17 ページ、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	議案第 46 号、番号 10 番について報告いたします。 調査日は、7 月 7 日、調査員は、坂中委員、下山委員と私、柳井です。 総会資料は、55 ページから 57 ページです。 申請人は、愛知県春日井市にお住まいの〇〇さん。 立会人は、行政書士〇〇事務所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 申請地は、昭和 37 年に家族で愛知県に移住してから、誰にも貸すことなく、そのまま放置されてあったため、雑木と竹に覆われてしまって、農地への復元が困難になったため、非農地にしていadakいたいとのことでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第46号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局	図師	次に、日程第8、議案第47号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。 はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。 議案第47号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、促進計画(案)のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。 議案書19ページ、農用地利用集積等促進計画(案)の総括表の所有権の移転をご覧ください。 今回の促進計画(案)は、所有権移転の予定時期が公社の買入が令和8年度の10月1日、公社の売渡が11月1日となるもので、所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人、面積は田が2筆で2,518㎡でございます。 これまで、促進計画における所有権移転は、公社の買入、売渡それぞれで促進計画を作成しておりましたが、今回から、買入、売渡を一緒に作成する一括方式となっております。 所有権移転の詳細につきましては、議案書20ページに掲載してございますので、お目通しください。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。 まずは、20ページ、番号1番から番号2番までと19ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
委員	中之内	19ページの総括表で、左側の地区別では、有明地区になっていますが、右側の所有権の移転を受ける者では、志布志となっております。
議長 事務局	萩迫 図師	事務局。 お答えします。土地の所在は、有明地区であり、今回所有権を移転するのが、志布志地区の法人だったため、このようになっています。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	他に何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。

事務局 中吉	次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 47 号の農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、 21 ページから 24 ページとなっております。 まずは議案書 21 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画（案）は、始期が令和 8 年度の 10 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 42,016 m²、畑が 80,664 m²、樹園地が 23,255 m²で、合計しますと 145,935 m²となっております。農地の地権者数は 29 名、耕作者となる配分予定者は 26 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 以上で、議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	ただいま事務局から説明がありましたが、22 ページ、番号 1 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場	（〇〇委員 退席）
議長 萩迫	それでは、番号 1 番について、何かご意見ございませんか。
会場 委員	（会場 なし）
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	（会場 異議なし）
議長 萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	（〇〇委員 入室）
議長 萩迫	次に、番号 2 番から 24 ページ、番号 67 番までと、機構管理農地、番号 1 番から番号 24 番までと、21 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員	（会場 なし）
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場 委員	（会場 異議なし）
議長 萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員